

## 日本潰瘍学会 倫理指針

令和元年6月28日施行  
令和5年1月5日一部改定

日本潰瘍学会では2019年6月より「日本潰瘍学会 倫理規程」を策定しました。

本倫理指針は、主に「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(厚生労働省、文部科学省、経済産業省)に準拠します。ただし、「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」あるいは「臨床研究法」、「再生医療等安全性確保法」などの対象となる医学系研究については、必ずそれぞれの指針または当該の法律を遵守しなければなりません。なお医学系研究の種類、用語等については、別添資料1の説明を参照してください。(別添資料1)

本会会員は、「人を対象とする医学系研究」に関する内容を含む研究を本学会の学術集会にて発表等を行う場合、あるいは学会誌への論文投稿を行う際には、当該研究が実施された施設での倫理委員会承認の有無、および必要に応じて公開データベース登録の有無について開示を行うことといたします。また演題登録する際には「潰瘍学会演題登録時における研究倫理に関する申告書」を提出していただきます。申告書の記載法については、上記別添資料1、および別添資料2、3を参考にしてください。(別添資料2、3)

倫理審査を必要とする「人を対象とする医学系研究」とは、個人を特定できる人由来の試料および個人を特定できるデータの研究を含むもので、個人を特定できる試料・データに該当するかどうかは上述の「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に定めるところによるものとします。下記に倫理審査が不要な発表についての例示を示します。

会員の皆様におかれましては、「日本潰瘍学会 倫理指針」および「日本潰瘍学会 倫理規程」を遵守いただくとともに、学術集会および当番会長等が示す演題の応募要項や、学術誌の論文投稿規程の遵守をお願い致します。

施設内に倫理審査委員会がない場合は、関連の大学病院や医師会等の倫理審査制度を利用して、倫理審査が受けられる体制を整備されるようお願いいたします。

なお、今後指針あるいは法律が改定された場合には、改定内容に応じ適宜本倫理指針も改定を行います。

### 倫理審査が不要な発表 (別添資料3、カテゴリ一分類 A もあわせて参照)

- 動物実験や一般に入手可能な細胞を用いた基礎的研究
- 9例以下をまとめた研究性のない症例報告
- 法令に基づく研究(臨床研究法、再生医療等安全性確保法は除く)
- 既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な試料・情報を用いた研究
- 既に匿名化されている試料・情報(特定の個人を識別できない状態に加工され、対応表がどこにも存在しないもの)のみを扱う研究
- 既に作成されている匿名加工情報・非識別加工情報を用いた研究
- 論文や公開されているデータベース、ガイドラインのみを用いた研究
- 海外で実施された研究(研究対象となった試料・情報が日本のものは除く)